母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 27 日
こども家庭庁成育局母子保健課

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和８年２月 12 日（木）から同年３月 13 日（金）まで御意見を募集したところ、計 31 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
母子健康手帳への RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの記載の追加に反対。 ワクチンは強制ではなく、ワクチンを打たないことで後ろめたさを感じることのないようにしてほしい。	母子健康手帳は、妊産婦及び乳幼児の一貫した健康管理を記録する役割を担っており、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの接種記録についても、児の健康管理に必要な母の予防接種の記録であることから、記録欄を設けることとしています。 また、母子健康手帳情報支援サイトにおいても、予防接種に関して、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種については、「対象者及びその保護者は予防接種を受けるよう努力する」と努力義務である旨情報提供をしております。引き続き適切な情報提供に努めてまいります。
母子健康手帳への RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの記載の追加を慎重に検討してほしい。	母子健康手帳は、妊産婦及び乳幼児の一貫した健康管理を記録する役割を担っており、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの接種記録についても、児の健康管理に必要な母の予防接種の記録であることから、記録欄を設けることとしています。
RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンについて、早産のリスクが全く書かれていない。 母子健康手帳に記載するのであれば、接種を希望する妊婦に必ずメリット、デメリットの両方を伝えていただいた上で、記載するべき。	現行の様式においても、「予防接種の効果と副反応をよく理解」したうえで接種するよう記載しているところです。 なお、その他予防接種を含めた妊娠・出産等に関する情報については、任意様式や母子健康手帳情報支援サイト等において、引き続き適切な情報提供に努めてまいります。

母子健康手帳を改正する用紙と費用の無駄。 産婦人科で母子健康手帳の取得を促す際等に、「お知らせ」として「母子健康手帳に項目はないが RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの接種が可能」と周知すれば良い。また、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンを接種した場合は、直接、現行の母子健康手帳（旧様式）に記入してもらえば良いのではないか。	旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができます。 その間は、任意様式の「その他の予防接種」の欄に接種記録を記載いただくようお願いいたします。
母子健康手帳の様式に RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンを追加する理由として、「予防接種法で対象疾病となったため」とのみ記載されているが、母子健康手帳は妊婦・乳幼児の健康管理の基礎資料であり、なぜ記録欄が必要なのか、どのような接種スケジュールを想定しているのかなど、より具体的な説明が必要ではないか。	母子健康手帳は、妊産婦及び乳幼児の一貫した健康管理を記録する役割を担っており、RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの接種記録についても、児の健康管理に必要な母の予防接種の記録であることから、記録欄を設けております。 なお、今回追加された RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンは、妊娠 28 週～37 週に至るまでの間にある妊婦の方を対象としています。この点を含めた RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの情報については、接種者向けのリーフレットを厚生労働省において作成しておりますので、各自治体の母子保健部局等を通して、適切な情報提供を行ってまいります。
母子健康手帳に「RS ウイルス感染症に対する母子免疫ワクチン」の欄を設け、その近くに見やすい大きさで「任意接種」と記載するなど、「強制ではない」旨を示していただきたい。	母子健康手帳情報支援サイトにおいても、予防接種に関して、予防接種法に基づき市町村が実施する定期接種については、「対象者及びその保護者は予防接種を受けるよう努力する」と努力義務である旨情報提供をしております。引き続き適切な情報提供に努めてまいります。

その他 19 件、本案の内容とは関係のないご意見をいただきました。